令 和 ８ 年 ２ 月

お客さま各位

東京ベイ信用金庫

当座勘定規定（２０２６年４月以降の新規口座開設用）制定のお知らせ

平素より、東京ベイ信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび当金庫では、手形･小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みへの対応のため、当座勘定規定（２０２６年４月以降の新規口座開設用）を下記のとおり制定いたします。

記

１．制定する預金規定
当座勘定規定（２０２６年４月以降の新規口座開設用）

２．制定内容
令和８年４月１日（水）以降に、でんさいネットおよび当座貸越を契約するために、当座勘定の新規開設をするお客さま向けの規定です。
現行の当座勘定規定（一般用）と異なり、手形・小切手による支払はできません。手形・小切手を発行しない払戻請求書による払戻し手続きの取扱いとなります。

３．制定実施日
令和８年４月１日（水）

※ 詳しくは、お取引のある店舗の窓口、または渉外担当者へおたずねください。

以　上